

# 公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

## 中小企業のCO<sub>2</sub>削減取組伴走支援事業 実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という）が行う「中小企業のCO<sub>2</sub>削減取組伴走支援事業」（以下「本事業」という）の実施について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の2分の1以上を占めている事業者

なお、大企業とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業であつて、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関と基本約定書を締結したもの

ウ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

### (事業目的)

第3条 この事業は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに向けて計画的なCO<sub>2</sub>排出量削減の取組を行おうとする中小企業者に対して、プラザ職員および連携して事業を行う支援機関（以下「連携支援機関」という）の専門家（以下「専門家」という）を派遣し、適切な伴走支援を行うことにより問題の解決を図り、もって経営力と企業価値の向上を図る中小企業者の順調な成長・発展を促進することを目的とする。

### (事業内容)

第4条 プラザは、以下の項目にかかる伴走支援を第6条から第8条の方法により行い、中小企業者の要望に応じることとする。

(1) CO<sub>2</sub>排出量の見える化

(2) CO<sub>2</sub>排出量削減計画の策定

(3) CO<sub>2</sub>排出量削減計画の実行

- (4) CO<sub>2</sub>排出量削減計画の効果検証
- (5) 脱炭素経営に向けた国際認証等の申請・取得

2 第3条に規定する連携支援機関は、以下のとおりとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）

3 プラザは、連携支援機関の専門家を派遣して有料の伴走支援（以下「伴走支援（有料）」という）を実施する場合、中小企業者に対し、予算の範囲内で1社あたり20万円を上限として、自己負担相当額を助成金として交付する。なお、伴走支援（有料）が年度をまたぐ場合は、年度毎に当該年度分を交付するものとする。

（支援対象者）

第5条 本事業は以下の条件を全て満たしたものを対象とする。

- (1) 滋賀県内に製造事業所を有する中小企業者とする
- (2) 中小企業または法人の役員が暴力団等の反社会的勢力でないこと、または反社会勢力との関係が一切ないこと

（伴走支援（無料）の申込）

第6条 プラザは、CO<sub>2</sub>削減取組伴走支援を希望する中小企業者を募集し、当該中小企業者（以下「申請者」という）から様式第1「中小企業のCO<sub>2</sub>削減取組伴走支援申込書」の提出があった時は、別表1に掲げる連携支援機関が求める書類の写し等を併せて求め、連携支援機関とともに事前ヒアリングを実施するものとする。

2 プラザは前項の事前ヒアリングにより申請者が以下のいずれにも該当すると認められる場合は、無料の伴走支援（以下「伴走支援（無料）」という）を実施することとして、申請者にその旨通知を行うものとする。

- (1) CO<sub>2</sub>排出量削減のための取組等を行い、経営力の向上と企業価値の向上を目指す意欲のある中小企業者であること
- (2) プラザおよび連携支援機関の伴走支援による効果が期待できる状況であると判断されること
- (3) 中小企業または法人の役員が暴力団等の反社会勢力ではないこと、または反社会勢力との関係が一切ないこと

（伴走支援（有料）の支援計画書の作成）

第7条 プラザは前条の伴走支援（無料）を実施する中で、引き続き伴走支援（有料）の実施が必要と思料される場合は、申請者より別表2に掲げる連携支援機関が提出を求める書類の写しを求め、連携支援機関とともに支援計画書を作成するものとする。

（伴走支援（有料）の申込）

第8条 プラザは、前条により作成した支援計画書の内容を踏まえ伴走支援（有料）の実施が適当であると認める場合は、申請者より様式第2「中小企業のCO<sub>2</sub>削減取組伴走支援（有料）申込書兼助成金交付申請書」および別表3に掲げる書類の提出を求め、第6条第2項各号および以下のいずれにも該当する者を支援対象事業者と認め、伴走支援（有料）を実施することとして、申請者にその旨通知するとともに助成金の交付決定を行うものとする。

(1) 滋賀県税に未納および滞納がないこと

- 2 伴走支援（有料）が複数年度をまたぐ場合は、年度毎にあらためて申請者より前項と同様の書類の提出を求め、第6条2項各号および前項各号のいずれにも該当する者を支援対象と認め伴走支援（有料）を実施することとして、申請者にその旨通知するとともに助成金の交付決定を行うものとする。

(支援内容変更等に係る承認の申請)

第9条 伴走支援（無料）の実施通知を受けた申請者は、伴走支援の内容を変更または中止しようとするときは、直ちに、様式第4「中小企業のCO<sub>2</sub>削減取組伴走支援変更（中止）承認申請書」をプラザに提出し、その承認を受けなければいけない。

- 2 伴走支援（有料）の実施通知を受けた申請者は、伴走支援の内容を変更または中止しようとするときは、前項の書類に加え、別表4に掲げる書類をプラザに提出しその承認を受けなければいけない。

(決定の取消し)

第10条 プラザは、伴走支援の実施通知を受けた申請者が以下のいずれかの項目に該当したときは、伴走支援の実施および助成金交付決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) この要領の規定を満たさない事実があきらかになったとき
- (2) 不正、怠惰その他不適当な行為があったとき

(実績報告)

第11条 プラザおよび連携支援機関から伴走支援（無料）を受けた申請者は、事業完了後30日以内または当該年度2月28日のいずれか早い日までに、様式3-1「中小企業のCO<sub>2</sub>削減取組伴走支援報告書」をプラザに提出するものとする。

- 2 プラザおよび連携支援機関から伴走支援（有料）を受けた申請者は、事業完了後30日以内または当該年度2月28日のいずれか早い日までに、様式第3-2「中小企業のCO<sub>2</sub>削減取組伴走支援報告書兼助成金請求書」に別表5に掲げる書類を添えてプラザに提出するものとする。

(助成金の支払)

第12条 プラザは、前条第2項により報告書兼助成金請求書の提出を受けた時は、提出を受けた日から30日以内に申請者に対して助成金を支払うものとする。

- 2 プラザは、同条の報告書に不正があると判断した場合、前項の助成金について支払いを取り消すことができる。

(成果の普及)

第13条 プラザは、本事業による支援を受けてCO<sub>2</sub>排出量削減の取組を行った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援を受けた者の了解を得て機関誌、ホームページ等を活用して中小企業者等に情報提供することにより、同様の課題を抱える中小企業者等の課題解決に資するものとする。

(補 則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはプラザ理事長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は令和6年9月1日から施行する。

別表1 伴走支援（無料）申込書添付書類

- 1) 会社のパンフレット等概要がわかる資料
- 2) カーボンニュートラル相談申込フォーム（中小機構ホームページ、中小機構宛提出している場合のみ）

別表2 伴走支援（有料）支援計画書の作成にあたり連携支援機関が提出を求める書類

- 1) 事前調査票（中小機構 様式04）
- 2) 幹部の氏名、略歴がわかる資料
- 3) 組織図
- 4) 決算書直近3期分

別表3 伴走支援（有料）申込書兼助成金交付申請書添付書類

- 1) ハンズオン支援事業に係る支援申込書（中小機構 様式05-1）の写し
- 2) 連携支援機関作成の支援計画書の写し
- 3) 滋賀県納税証明書

別表4 伴走支援（有料）中小企業のCO<sub>2</sub>削減取組伴走支援中止承認請求書添付書類

- 1) ハンズオン支援事業に係る支援計画変更中止申請書兼返納申請書（中小機構 様式16-3）の写し

別表5 伴走支援（有料）実績報告書兼助成金請求書添付書類

- 1) 終了報告会の資料の写し
- 2) ハンズオン支援事業に係る支援の決定について（中小機構 様式15-1）の写し
- 3) ハンズオン支援事業に係る企業負担費用の振込依頼書（中小機構 様式17-1）の写し
- 4) 上記3）の請求に対する支払い証明（振込受付書等）の写し
- 5) 専門家派遣を受けた日付がわかる記録の写し
- 6) ハンズオン支援事業に係る支援計画の変更について（中小機構 15-5）の写し（該当する場合）